

#### **4 - 4 . 紀の川流域委員会の 審議対象範囲について**

# 流域委員会で審議する河川整備計画の範囲について

近畿地方整備局では、20～30年間の具体的な河川整備計画を策定する範囲は、原則として、国土交通大臣が直接管理している区間（直轄管理区間）としています。

河川整備計画（直轄管理区間）を策定するにあたり、流域全体での議論もします。また、県管理区間と密接に関係している区間についても、整合性を図ります。

なお、紀の川の奈良県が管理する区間及び紀伊丹生川の和歌山県が管理する区間の河川整備計画は、奈良県及び和歌山県がそれぞれ作成します。

